

# 流通科学大学公的研究費の不正使用に係る通報、調査、措置等に関する取扱い規程

## (目的)

第1条 この規程は、流通科学大学公的研究費の運営・管理に関する規則（以下本条において「規則」という。）第14条の規定に基づき、流通科学大学（以下「本学」という。）における公的研究費の不正使用に係る通報、調査、措置等に関し必要な事項を定める。

2 この規程で使用する用語のうち規則に定義のある用語の意義は、規則に定義するところによるものとする。

## (不正に関する通報)

第2条 本学における公的研究費の不正使用（以下「不正」という。）の疑いがあると思料する者（不正を行ったと思料する本人を含む。）がその旨を本法人又は本学に通報する場合、当該通報者（以下「通報者」という。）は、通報者本人の氏名・所属及び次に掲げる事項を記載した書面を通報窓口に提出するものとする。

(1) 不正を行った疑いがある者の氏名

(2) 不正の態様及び事案の内容

(3) 不正と判断できる合理的理由及び証拠

2 前項にかかわらず、前項の通報が匿名によってなされた場合、通報窓口は、統括管理責任者と協議の上、当該通報を信ずるに足る相当の理由・証拠があるときに限り、当該通報を受け付けるものとする。

3 報道、会計検査院等の外部機関から不正の疑いがあるとの指摘がなされたときは、前項の場合に準じて取り扱う。

## (通報の受理等)

第3条 通報窓口は、前条に基づき不正に係る通報を受け付けたときは、速やかに最高管理責任者に報告するものとする。

## (予備調査)

第4条 最高管理責任者は、前条の報告に係る事案について、予備調査が必要であると認めるときは、当該事案に係る部局のコンプライアンス推進責任者に予備調査を行わせるものとする。

2 当該コンプライアンス推進責任者は、当該事案の内容について疑義の合理性等

の予備調査を実施し、予備調査の指示を受けた日から14日以内に、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。

- 3 予備調査の実施にあたっては、通報者及び調査の対象となる構成員（以下「調査対象者」という。）の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。
- 4 予備調査の実施にあたっては、調査の公平を確保するため、調査対象者、通報者に関係する者又は利害関係者は、調査に加わることができない。

（調査）

第5条 最高管理責任者は、前条の報告等に基づき、通報の受付日から30日以内に調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を当該調査にかかる公的研究費の配分を行う公的機関（以下「資金配分機関」という。）に報告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の規定に基づき調査の実施を決定したときは、調査の開始を通報者及び調査対象者に通知するとともに、研究費不正使用調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、当該事案に関する調査を行わせるものとする。
- 3 最高管理責任者は、調査委員会の設置を決定した後、当該事案の調査結果報告を受けるまでの間、調査対象となる公的研究費を含む全ての研究費の使用停止を命じることとする。但し、最高管理責任者が当該公的研究費以外の研究費の使用について必要があると認めた場合は、その限りではない。
- 4 最高管理責任者は、調査を実施しないことを決定したときは、その結果と理由を通報者に通知するものとする。

（研究費不正使用調査委員会）

第6条 調査委員会は、通報者その他必要と認める者からの事情聴取を行い、事実関係を調査し、不正の有無及び不正の内容、不正に関与した者及びその関与の程度、不正使用の相当額等を認定する。

- 2 調査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
  - (1) 統括管理責任者
  - (2) コンプライアンス推進責任者
  - (3) 最高管理責任者が指名する弁護士、公認会計士、学外の有識者等 若干名
  - (4) 最高管理責任者が必要と認めた者 若干名
- 3 調査委員会に委員長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

- 4 調査の公平を確保するため、調査対象者、通報者に関係する者及び利害関係者は、調査委員会の委員となることはできない。
- 5 委員長に支障があるときは、あらかじめ委員長が指名する者が、その職務を代行する。

(調査の実施)

第7条 調査委員会は、不正の事実があると認められる事案及び不正の可能性があると思われる事案について、調査方針、調査方法等を審議し、調査を実施する。

- 2 最高管理責任者は、調査を開始したこと、調査方針、調査対象、調査方法等を、通報の受付又は疑義案件が顕在化した日から30日以内に資金配分機関に報告し、協議しなければならない。
- 3 調査委員会は、調査対象者に説明又は弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、調査の実施にあたっては、通報者及び調査対象者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。

(調査への協力等)

第8条 調査委員会から、証言又は証拠の提出等の協力を求められた構成員は、調査に対して虚偽の申告を行うことなく全面的に協力しなければならない。

- 2 調査委員会は、通報の事実関係を調査するにあたり、必要に応じて業者等に協力を依頼するものとする。

(調査報告及び措置)

第9条 調査委員会は、調査結果に基づき、調査対象者に係る不正の事実の有無について、書面により最高管理責任者へ報告するものとする。

- 2 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、調査対象者について不正の事実があると認定したときは、次に掲げる措置をとらなければならない。
  - (1) 最高管理責任者は、不正を行ったことを理由とする就業規則等に基づく懲戒処分、告訴又は告発等の必要性について、理事長に報告するものとする。
  - (2) 最高管理責任者は、最高管理責任者、統括管理責任者及びコンプライアンス推進責任者が管理監督者として適正を欠いていたことを理由とする就業規則等に基づく懲戒処分等の必要性について、理事長に報告するものとする。
  - (3) 最高管理責任者は、不正使用により公的研究費を返還する必要性が生じたときは、調査対象者に当該額を返還させるものとする。
- 3 最高管理責任者は、第1項の報告において、調査対象者について不正の事実が

ないと認定されたときは、次に掲げる措置をとらなければならない。

- (1) 調査対象者による研究活動の円滑な再開、調査対象者の名誉の回復及び不利益が生じないための必要な措置をとるものとする。
- (2) 通報者が、構成員であり、かつ、調査対象者について不正の事実がないこと又は客観的かつ合理的な根拠がないことを知りながらの悪意による虚偽の通報であったと認められるときは、当該通報者に対する就業規則等に基づく懲戒処分等の必要性について、理事長に報告するものとする。

(調査結果及び通知)

第 10 条 最高管理責任者は、調査結果に基づき、必要な措置を決定するとともに、その結果を通報者及び調査対象者に通知するものとする。

- 2 最高管理責任者は、通知にあたっては、調査に関与したすべての者の信用、名誉及びプライバシー等に配慮するものとする。

(調査結果に関する異議申立て)

第 11 条 通報者及び調査対象者は、通知を受けた調査結果等に不服がある場合、通知を受けた日から起算して 14 日以内に最高管理責任者に対して書面により異議申立てを行うことができる。ただし、異議申立ては、1 回を限度とする。

(再調査)

第 12 条 最高管理責任者は、異議申立てに関する書面を受理したときは、再調査の要否を判断し、再調査の実施を決定したときは、調査委員会に対し、再調査の実施を指示するものとする。

ただし、異議申立ての趣旨が調査委員会の構成等その公正性に関するものであるときは、調査委員会の委員を交替させることができるものとする。

- 2 管理責任者は、再調査の実施を決定したときは、通報者及び調査対象者に通知するものとする。
- 3 委員会は、再調査の指示があったときは速やかに再調査を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 最高管理責任者は、前項の報告に基づき、必要な措置を決定するとともに、その結果を通報者及び調査対象者に通知するものとする。
- 5 最高管理責任者は、再調査を実施しないことを決定したときは、その旨を理由と併せて通報者及び調査対象者に通知するものとする。

(資金配分機関への報告及び協力)

第13条 最高管理責任者は、通報の受付日から210日以内に、調査結果を別紙様式により資金配分機関に報告するものとする。当該期日において調査が完了しない場合は、調査状況を資金配分機関に報告するものとする。また、調査過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合は、速やかに資金配分機関に報告するものとする。

2 前項の報告において、不正の事実を認定したときは、不正に関与した者が関わる公的研究費の管理・監査体制、不正等の発生要因、再発防止策を併せて報告するものとする。

3 最高管理責任者は、資金配分機関の求めに応じ、調査の進捗状況について報告し、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に協力するものとする。

(調査結果の公表)

第14条 最高管理責任者は、不正の事実を認定したときは、不正に関与した者の氏名及び所属、不正の内容、処分の内容、調査体制及び調査方法等を公表するものとする。

2 前項において、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名や所属等を非公表とすることができる。

(通報者等の保護)

第15条 本学は、通報者が相談・通報したことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

2 本学は、相談・通報及び調査協力を行った者に対し、そのことを理由としてその者の就労又は就学に係る環境が悪化することのないよう、適切な措置を講じなければならない。

(守秘義務)

第16条 調査委員会の委員及び本規程に基づき不正使用の調査に関係した者、本規程に定める通報、調査等の業務に関与した者は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(事務)

第17条 公的研究費の不正使用に関する処理事務は、教務部が行う。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の不正使用に係る通報、調査、

措置等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 2 月 16 日から施行する。